

奈良県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良県福祉サービス第三者評価機関認証実施要綱(以下「要綱」という。)に定める評価機関の認証に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる福祉サービス)

第2条 要綱に規定する「福祉サービス」とは、次の各号のものをいう。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45条)に規定される社会福祉事業(同法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業及び同条第13項に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業を除く)
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供される全てのサービスをいう。

(法人格)

第3条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態は問わない。

(資格等)

第4条 要綱第2条第4号に規定する業務・資格等は次のとおりとする。

- (1) 「所属」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者、委託等の年間契約を結び評価業務を実施する者、又は評価機関の会員等として登録されている者であって、評価機関の指揮監督の下に評価調査に従事し、かつ、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を交付されていることをいう。
- (2) 「組織運営管理業務」とは、法人の代表者や施設長等の組織を運営管理する業務をいう。
- (3) 「同等の能力を有する者」とは、概ね10人以上の組織を管理・統括する業務をいう。
- (4) 福祉、医療、保健分野の有資格者とは、次のとおりとする。
 - ア 福祉分野 社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー(ホームヘルパーとして3年以上業務に従事している者に限る)、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士
 - イ 医療分野 医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - ウ 保健分野 保健師、栄養士
 - エ アからウまでの資格以外で、組織が同等と認める資格を有する者。
- (5) 学識経験者とは、次のとおりとする。
 - ア 学校教育法に規定する学校において福祉、医療、保健分野に関する教育、研究を行う者。
 - イ 公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門的な知識を有し、かつ福祉サービスに関する業務経験を有する者
- (6) 「これと同程度の福祉サービスに関する知識を有する者」とは、福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する者をいう。

(公開)

第5条 要綱第2条第8号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を

据え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者が事業者によりわかりやすく公開することに努めることをいう。

(認証申請書)

第6条 要綱第3条第1項の申請を行おうとする者は、認証申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、推進組織委員長に提出する。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 法人の事業計画又は事業概要の分かる書面
- (4) 直近の予算書及び決算書
- (5) 第三者評価実施にあたっての基本理念及び評価の実施方法に関する規程
- (6) 倫理規程
- (7) 守秘義務に関する規程
- (8) 料金表
- (9) 評価調査者の一覧表(様式第2号)
- (10) 誓約書(様式第3号)
- (11) 苦情解決体制の概要
- (12) 評価事業の実績(評価実績がある場合に限る)

(評価機関と特別な関係にある事業者)

第7条 要綱第6条第1号に規定する「評価機関と特別な関係にある事業者」とは、評価機関との間で、出資等により意志決定に関与可能であるか、又は直近3年間の間に、寄附金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務等の委託契約等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設をいう。

(評価を実施した事業者の事業に関係)

第8条 要綱第6条第2号に規定する「評価を実施した事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設又は事業所との間で、出資、寄附金の授受、経営コンサルタント又は会計事務等の委託契約等を行うことをいう。

(役員が関係する事業者)

第9条 要綱第6条第3号に規定する「役員が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、所属とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の役員が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営する全ての施設又は事業所
- (2) 評価機関の役員の子親等以内の親族が、現在役員である法人が経営する全ての施設又は事業所
- (3) 評価機関の役員の子親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所(当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が有する他の施設、事業所を含む)

2 推進組織は、評価機関と事業者の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることがで

きる。

(評価調査者が関係する事業者)

第10条 要綱第6条第5号に規定する「評価調査者が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、所属とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

- (1) 評価調査者が、現在所属し又は過去5年間以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
 - (2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在役員である法人が経営するすべての施設又は事業所
 - (3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所(当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設又は事業所を経営する法人が有する他の施設又は事業所を含む)
 - (4) 評価調査者との間で、直近3年間の間に、寄附金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務委託等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設
- 2 推進組織は、評価調査者と事業者の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(変更届出書)

第11条 要綱第7条に規定する「認定申請を行った内容の主要な変更」とは、認定申請書記載事項及び第6条第1号、第2号、第5号から第9号及び第11号に規定する事項に関する変更とし、変更届出書(様式第4号)により届け出るものとする。

(認証の取消)

第12条 要綱第9条第1項第3号に規定する「不正な行為」とは、概ね次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。
- (3) 守秘義務に反すること。
- (4) サービス利用者や評価を受審した事業者又はその職員の人権を侵害すること。
- (5) 法令に反する行為を行うこと。
- (6) その他社会通念上不正と認められる行為を行うこと。

(公表する事項)

第13条 要綱第10条の規定に基づき公表する事項は、認証または取消の別、主たる事務所の所在地、評価機関名、代表者氏名、認証又は取消の年月日、評価を行う事業の種類、取消にあつてはその事由及びその他の事項とする。

附則

この実施要領は、平成18年10月18日から施行する。

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。